

石川県農林水産部建設工事総合評価方式試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、石川県農林水産部が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る総合評価方式の試行に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において「総合評価方式」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の規定に基づき、価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(対象工事)

第3条 総合評価方式の試行対象工事は、次の各号のいずれかに該当する工事の中から選定するものとする。

- (1) 制限付き一般競争入札の対象工事
- (2) 企業の技術力等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事
- (3) その他、農林水産部長又は農林総合事務所長（以下「発注機関の長」という。）が必要と認める工事

(総合評価委員会の設置)

第4条 総合評価方式を公正かつ適切に実施するため、農林水産部内に石川県農林水産部総合評価委員会（以下「総合評価委員会」という。）を設置する。

2 総合評価委員会は次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 本県における総合評価方式の基本的な方針
- (2) 総合評価方式の試行結果の検証及び改善点

3 総合評価委員会は、参事（農業土木）を委員長とし、次長（林業）、次長兼水産課長、農業経営戦略課長、農業基盤課長、森林管理課長、農業経営戦略課技術管理室長、漁港漁村整備室長並びに知事が委嘱する学識経験者若干名を委員とする。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

5 総合評価委員会は委員長が招集する。

(学識経験者の意見聴取)

第5条 発注機関の長は総合評価方式の実施において、地方自治法施行令の規定により学識経験者の意見を聴くときは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる事項に関し2名以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。ただし、石川県建設工事総合評価方式試行運用基準（以下「運用基準」という。）に定める簡易型（Ⅲ）は除くものとする。

(1) 落札者決定基準を定めようとするとき

当該落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項

(2) 総合評価方式において落札者を決定しようとするとき

予定価格の制限の範囲内の価格をもつて行われた申込みのうち、価格と技術力が県にとって最も有利なものの決定

ただし、前号の意見の聴取において、併せて、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があると述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

(技術資料の提出要請)

第6条 発注機関の長は総合評価方式による発注を行おうとする場合は、技術力の審査並びに評価に必要な資料（以下「技術資料」という。）について、次の各号の区分に応じた方法により提出を要請するものとする。

(1) 制限付き一般競争入札の場合

農林水産部入札審査委員会に総合評価方式の適用を報告した上で、入札公告において技術資料の提出を要請するものとする。

(2) 通常指名競争入札の場合

農林水産部入札審査委員会に総合評価方式の適用を報告した上で、指名通知時に技術資料の提出を要請するものとする。

2 前項の要請においては、提出を求める技術資料の内容及び提出期限等の他、以下の各号に関する事項を明示するものとする。

(1) 当該工事が総合評価方式の試行対象工事であること

(2) 総合評価の方法及び落札者の決定基準

(3) 技術資料に記載された内容についての履行の確保に関すること

(4) 開札後に施工体制の確認を行うための聴取り調査（以下「聴取り調査」という。）を行うこと

(5) 前号の聴取り調査に必要な書類の提出を求めること

(6) 前号の書類を提出しない者及び第4号の聴取り調査に応じない者が行った入札を無効とすること

(7) その他必要と認める事項

3 技術資料の作成及び提出に要する費用は、競争参加者の負担とする。

(落札者決定基準)

第7条 地方自治法施行令に規定する落札者決定基準は、評価の方法、評価基準、落札者の決定方法に関するものとする。

(評価の方法)

第8条 前条に規定する評価の方法は、競争参加者の技術力として基礎点の100点に加算

点を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除す次式で得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。

技術評価点 = 基礎点（100点）+ 加算点

評価値 = 技術評価点 / 入札価格

（評価基準）

第9条 第7条に規定する評価基準は次の各号によるものとする。

（1）評価項目

当該工事の目的、内容により必要となる技術的要件に応じて定める。

（2）得点配分

各評価項目に対する得点配分は、その必要度、重要度に応じて定める。

（3）加算点

評価項目毎の得点の合計を加算点とする。

（落札者決定の方法）

第10条 第7条に規定する落札者の決定方法は、次の要件に該当する入札参加者のうち、評価値の最も高い者を落札者とするものとする。

- （1）入札価格が予定価格以下であり、かつ、石川県低入札価格調査制度実施要領に規定する失格基準価格（以下「失格基準価格」という。）以上であること。なお、WTO対象工事については入札価格に失格基準価格以上であることの設定を行わない。
- （2）評価値が基礎点（100点）を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）を下回っていないこと。

- 2 評価値の最も高い者が2名以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

（総合評価結果の公表等）

第11条 発注機関の長は契約締結後すみやかに技術資料等の評価の結果、入札価格及び評価値について閲覧等により公表するものとする。

（苦情申し立て等）

第12条 入札参加者で落札者とならなかった者は、落札者の決定を行った日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内に発注機関の長に対し、落札者とならなかった理由を書面により申し立てることができるものとする。

- 2 発注機関の長は、前項の申し立てがあった場合、申し立ての最終日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内に書面により回答をするものとする。

（技術提案等の履行の確認等）

第13条 発注機関の長は落札者の技術提案等に関する履行状況を確認するものとし、不履行が確認された場合は、再施工の実施、工事成績評定点の減点、契約金額の減額又

は違約金の課金等、工事の内容に応じた合理的な措置を行うものとする。

2 前項の措置については、あらかじめ技術資料提出要請書、契約書、特記仕様書等において明記するものとする。

3 この条項において、運用基準に定める簡易型（Ⅲ）は除く。

（その他）

第14条 この要領に定めるもののほか、総合評価方式の試行において必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年11月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。